

[事案 2021-144] 契約者変更請求

・令和4年3月7日 裁定終了

<事案の概要>

担当者から不必要な契約者変更を指示されたため、本来必要のない贈与税が発生することを理由として、契約者変更の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年4月に自分を契約者として契約した5件の個人年金保険について、平成10年11月に契約者を娘に変更したうえで同年12月および平成12年に中途増額を行い、平成15年8月に娘から自分に契約者変更して同年9月に中途増額を行ったのち、再度、娘に契約者を変更したが、以下の理由により、契約者変更を無効としてほしい。

- (1)平成15年に中途増額を希望したところ、担当者から、契約者を娘から自分に変更しなければ中途増額できないと説明を受けた。
- (2)贈与税が心配であるため契約者変更を一旦断ったが、1か月後に契約者変更すれば問題ないと担当者から説明を受けた。
- (3)本契約の原資は中途増額も含めて娘の資産である。しかし、平成15年の契約者変更により本来必要のない贈与税が発生する。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)担当者が、契約者変更しなければ中途増額できないと説明した事実はない。
- (2)名義変更手続および中途増額手続は、契約者の意思にもとづいて適正に行われている。
- (3)名義変更により税務上の問題が生じたとしても、税務署等の判断によるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者変更時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社の担当者が契約者変更しなければ中途増額できないと説明したとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。